

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人くまがや小麦の会

#### 二 代表者の氏名

日向 美津江

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市中奈良千七百九十七番地一

#### 四 更新後の認定の有効期間

令和三年三月四日から令和八年三月三日まで